

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第十三号

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立総合看護学院管理規則（昭和四十三年佐賀県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中

保健学科 二十名

助産学科 十名

看護学科 百二十名（各学年四十名）

保健学科 二十人

助産学科 十二人

看護学科 百二十人（各学年四十人）

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。